

日時:平成30年2月9日(金)

場所:文部科学省東館講堂

特別支援教育の充実について

- 1 . 高等学校における通級による指導の制度化について
- 2 . 次期特別支援学校学習指導要領に向けた取組状況について
- 3 . 平成30年度特別支援教育関係予算(案)について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 高等学校における通級による指導の制度化 について

2. 次期特別支援学校学習指導要領に向けた取組状況について
3. 平成30年度特別支援教育関係予算(案)について

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成28年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 999万人



特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H18年比で1.3倍
0.71%
(約7万1千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H18年比で2.1倍
2.18%
(約2万1千8百人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人) 平成28年5月1日現在

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H18年比で2.4倍
0.98%
(約9万8千人)

3.88%
(約3万7千人)



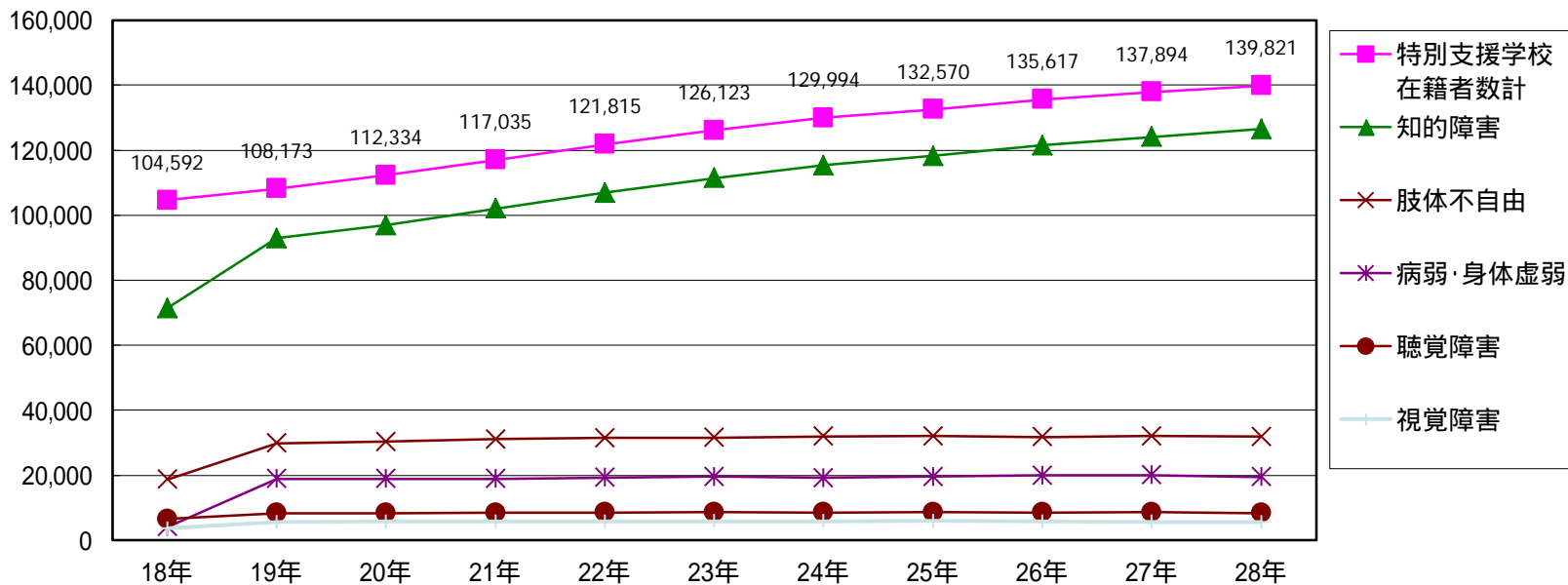
発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率
この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,400人(うち通級：約340人))

特別支援教育の現状 ～ 特別支援学校の現状(平成28年5月1日現在)～

平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	84	120	761	349	149	1,125
在籍者数	5,587	8,425	126,541	31,889	19,559	139,821

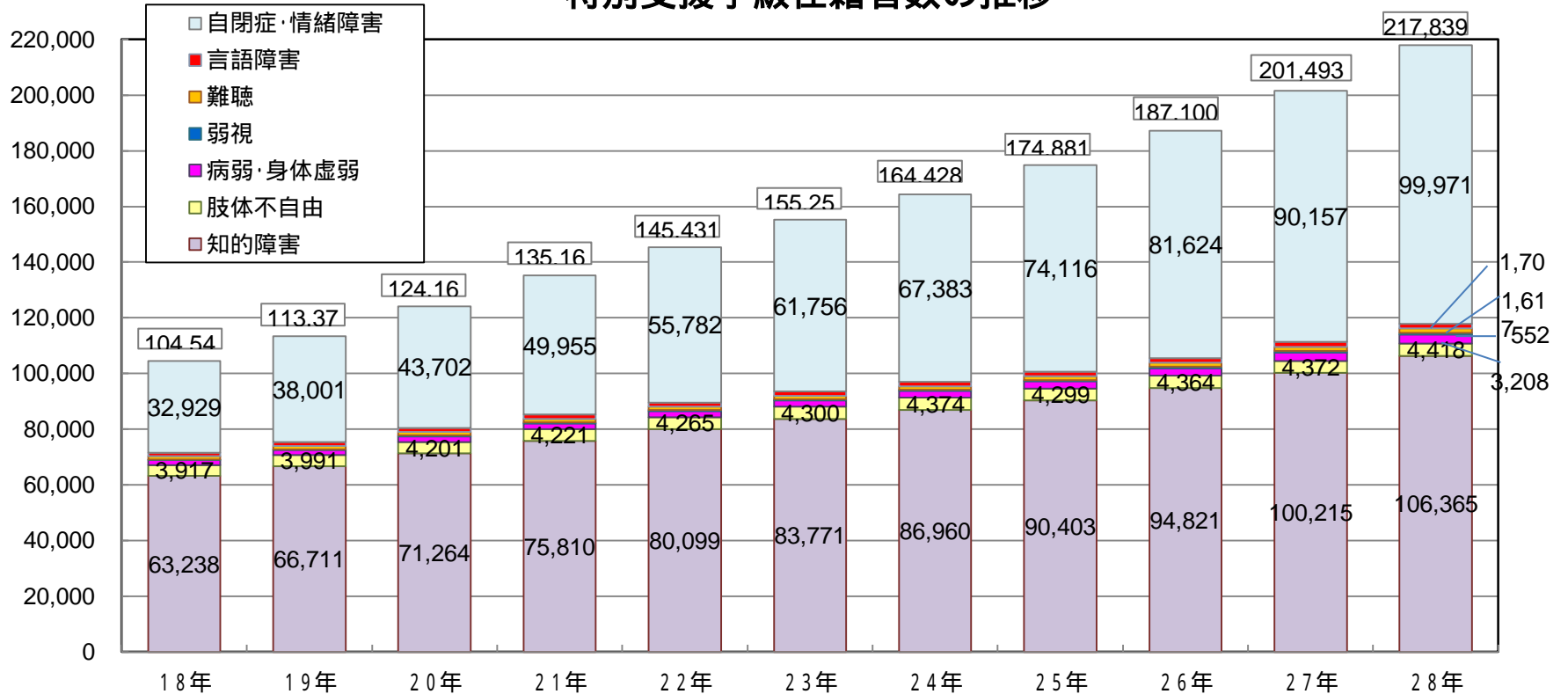
注:在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

注:学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状 ～ 特別支援学級の現状(平成28年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

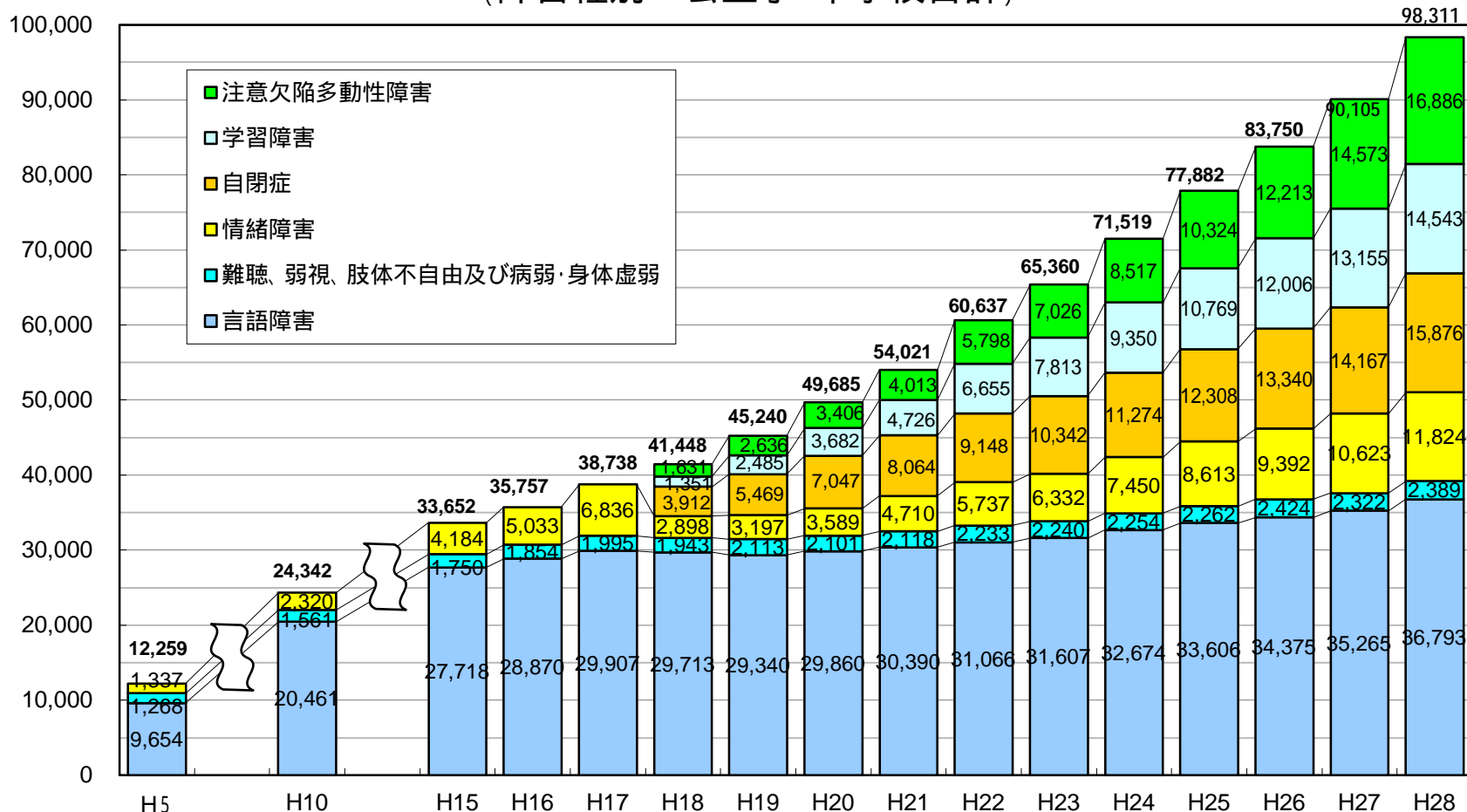
特別支援学級在籍者数の推移



	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	26,136	2,918	1,917	470	1,057	621	24,109	57,228
在籍者数	106,365	4,418	3,208	552	1,617	1,708	99,971	217,839

特別支援教育の現状 ～ 通級による指導の現状 (平成28年5月1日現在) ～

通級による指導を受けている児童生徒数の推移 (障害種別 / 公立小・中学校合計)



「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

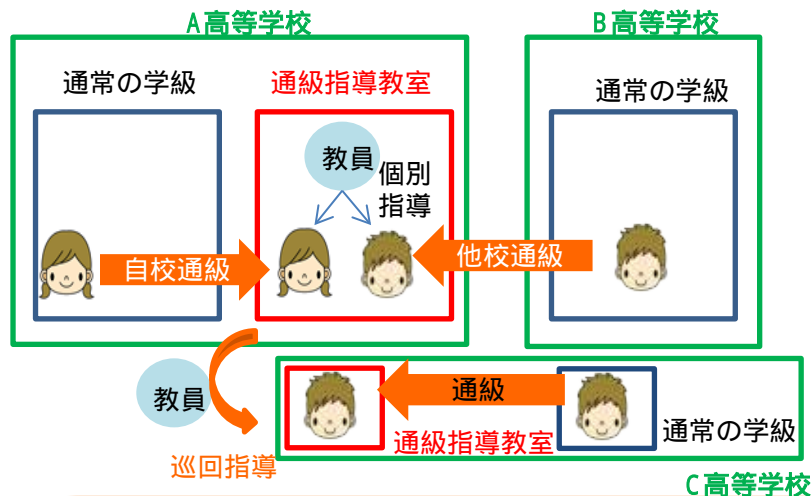
高等学校における通級による指導の制度化の概要

小・中学校等においては、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」が制度化されているが、高等学校段階においても同様の指導を行うことができるニーズが高まっているところ。本制度改正はこうしたニーズに対応するものである。

通級による指導等を受けている児童生徒数

	平成5年度	平成27年度
小学校	11,963人	80,768人
中学校	296人	9,502人

通級による指導の実施形態



省令等の改正

公布：平成28年12月9日、
施行：平成30年4月1日

省令（学校教育法施行規則）の改正

- 高等学校で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（1）を教育する場合、特別の教育課程によることができる
 - （1）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小・中学校と同様）

告示の改正

- 障害に応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる
- 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位（2）を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる
 - （2）中学校の時数と同程度
- 小・中学校も含めた障害に応じた特別の指導の内容に係る規定の趣旨を明確化（3）
 - （3）従来は「障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」と定められていたところ、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服という本来の目的に照らし、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる趣旨であることを明確化

加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・ 科目 (41単位)	障害に応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-----------------------	---------------------	----------

授業時数
が増加

替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	---------------------	----------

障害に応じた特別の指導：年間7単位まで

1. 高等学校における通級による指導の制度化について
- 2. 次期特別支援学校学習指導要領に向けた取組状況について**
3. 平成30年度特別支援教育関係予算(案)について

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共
(仮称)」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を
構造的に示す

学習内容の削減は行わない

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び(「アクティブ・
ラーニング」)の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の力を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

特別支援学校学習指導要領等の公示に関する通知

平成29年4月28日付、学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部の学習指導要領の公示を実施した旨の通知を发出。

幼稚園教育要領及び小学校、中学校学習指導要領に準じた改正を実施。

特に、以下の内容について努めることを記載。

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立において、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、**個別の指導計画に基づき、基礎的・基本的な事項に重点を置く**など、**指導方法や指導体制の工夫改善に努める**こと。

個別の指導計画の実施状況の評価と改善、教育課程の評価と改善につなげていくよう努めること。

学びの連続性を重視した対応、一人一人に応じた指導の充実等に努めること。

また、**特別支援学校教諭等免許状の早期取得の促進及び特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努める**こと。

29文科初第236号
平成29年4月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官
戸谷 一夫



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（通知）

このたび、平成29年文部科学省令第27号をもって、別添1のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、平成29年文部科学省告示第72号及び第73号をもって、それぞれ別添2のとおり、特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示（以下「新幼稚部教育要領」という。）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。）が公示されました。

新幼稚部教育要領は平成30年4月1日から、改正省令及び新小学部・中学部学習指導要領は小学部については平成32年4月1日から、中学部については平成33年4月1日から施行されます。

今回の改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、特別支援学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御知いただき、改正省令、新幼稚部教育要領、新小学部・中学部学習指導要領（以下「新学習指導要領等」という。）に基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会その

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

【幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領】

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実。

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：30年度、小学部：32年度、中学部：33年度、高等部：34年度入学者から実施予定。

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（今後改訂予定）において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭，地域及び医療や福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点での児童への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成，活用に努める。また，各教科等の指導に当たって，個々の児童生徒の実態を的確に把握し，個別の指導計画を作成，活用に努める。特に，特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については，個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育，心のバリアフリーのための交流及び共同学習。

上記のほか，中央教育審議会答申（平成28年12月）において，高等学校学習指導要領において，次の点を提言。

- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に当たり，通級による指導に係る単位認定の在り方を示す。

1. 高等学校における通級による指導の制度化について
2. 次期特別支援学校学習指導要領に向けた取組状況について
- 3. 平成30年度特別支援教育関係予算(案)について**

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

平成30年度予算額(案) 2.4億円 (平成29年度予算額 2.2億円)

(切れ目ない支援体制整備充実事業)

切れ目ない支援体制整備充実事業 1,600百万円 (1,452百万円) (補助率1/3) (拡充)

平成28年度の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 30地域 60地域 (+30地域)

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

特別支援教育専門家等配置 (拡充) 医療的ケアのための看護師 1,200人 1,500人 (+300人) 等



(医療的ケアに係る支援)

学校における医療的ケア実施体制構築事業 59百万円 (45百万円) (拡充)

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

(発達障害に係る支援)

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 280百万円 (280百万円)

発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築し必要な指導方法の調査研究等を行う。

【新規】発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業 等



(教職員の専門性向上)

特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 86百万円 (47百万円) (拡充)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施 等

【新規】教職員の専門性向上等に向けた幼児期から高等学校段階まで一貫した地域支援事業 (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数)

(学習指導要領等の改訂)

学習指導要領等の改訂及び学習・指導方法の改善・充実 104百万円 (72百万円) (拡充)

学習指導要領の解説書や教科書等の作成、周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂の方向性を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

(心のバリアフリー)

学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業 86百万円 (85百万円) (拡充)

教育委員会が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

(上記以外の施策: 就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

特別支援教育就学奨励費負担等 11,567百万円 (12,209百万円) (補助率1/2)

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要な経費を援助する。

特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

学校施設整備 (特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化) (補助率1/3等)



家庭と教育と福祉の連携 「トライアングル」プロジェクト

～ 障害のある子と家族をもっと元気に～

プロジェクトチーム構成員

文部科学副大臣 丹羽 秀樹、 厚生労働副大臣 高木 美智代 他

趣旨

障害福祉サービスを利用する障害児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達障害など障害の可能性のある児童生徒等に対して、都道府県、市区町村の各自治体においては、教育と福祉に関する部局、関係機関が連携して支援することが求められている。この度、文部科学省及び厚生労働省が連携し、各自治体における教育委員会や福祉部局の連携がより一層推進され、本人及びその保護者支援につなげるための連携・支援の在り方について検討する。

検討事項

教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な障害児及びその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討する。

期間

平成29年12月14日から平成30年3月31日

切れ目ない支援体制整備充実事業

平成30年度予算額(案) 1,600百万円(平成29年度予算額 1,452百万円)

平成28年4月からの障害者差別解消法の施行、平成28年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、切れ目ない支援体制整備に向けた取組として、自治体等が、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備、特別支援教育専門家等配置、特別支援教育の体制整備の推進をする場合に要する経費の一部を補助する。

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備【拡充】

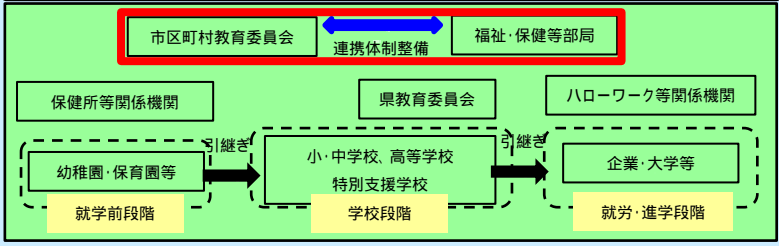
事業の趣旨・内容

(30地域→60地域)

就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築
 教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し支援する仕組の整備
 各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から就労段階にわたり**、各学校等で個別の支援情報に関する「**個別の教育支援計画**」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が**適切に引き継がれる仕組の整備**
 上記取組における普及啓発

福祉・保健部局の申請可 最長3カ年補助

市区町村の連携体制のイメージ図



特別支援教育専門家等配置

医療的ケアのための看護師【拡充】(1,200→1,500人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

連携支援コーディネーター(269人)

(早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮に関するコーディネーター)

・[早期支援]自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学先決定の支援を行う。**(特別支援学校への配置可)**
 ・[就労支援]特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。
 等

外部専門家(348人)(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)

・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

特別支援教育体制整備の推進

特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員としての専門性の向上のための研修。

補助対象者
 都道府県・市区町村
 学校法人
 (私立特別支援学校等 H30からのみ対象)
 補助率：1/3

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

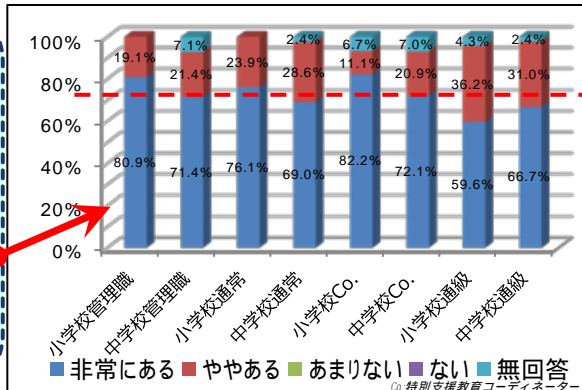
平成30年度予算額(案)

267百万円(平成29年度予算額 201百万円)

背景

校長を始めとし、全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められ、**校長のリーダーシップの下、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営**が重要となる。また、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍しているため必須であり、教科毎に、**学習上つまづくポイントを意識した指導方法**が求められる。特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きく、特に、発達障害に関する通級による指導については、**9割以上の教員が効果があると認識**(平成26年3月国立特別支援教育総合研究調査)。そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、**通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組**が求められている。

<質問：通級による指導に効果があると思いますかに対する回答>



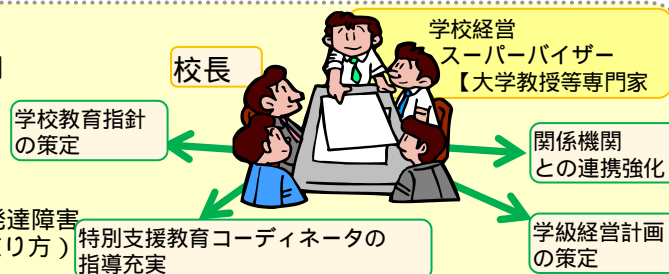
特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業

49百万円

・小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。

20箇所(学校経営スーパーバイザーの配置 20人)

(事業内容) 特別支援教育の体制充実に向け、特別支援教育の視点を踏まえた、発達障害の可能性のある児童生徒を包括する学校経営に関する研究(合理的配慮の提供、発達障害の可能性のある児童生徒をとりまくいじめ防止対策等の学校課題に対する学校体制整備の在り方) 学校組織における特別支援教育コーディネーターの機能強化を図るための研究 など



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業

128百万円

・通常の学級において発達障害の可能性のある児童生徒が、教科毎に学習上つまづくポイントを明らかにし、効果的な教科指導の方向性の在り方等について調査研究を行う。また、今後、教員養成段階から発達障害の視点を踏まえた教授内容の知識習得に必要な、学習上つまづくポイントに対する教授方法の開発を行う。

26箇所(教科教育スーパーバイザー等 約26人配置)

(事業内容) 学習上のつまづきなど、特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法の研究 学習上のつまづきなどに対する指導の方向性の在り方及び教員養成課程における教授方法の開発 など



発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業

60百万円

・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員等に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。また、平成30年度から高等学校における通級による指導の制度化に対応するため、従来の小・中学校だけでなく、高等学校における研究を行う。 17地域

(事業内容) 通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究 教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備 通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究 など



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

背景

発達障害者支援法が平成17年4月1日に施行され10年が経過、昨年8月に発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行され、教育に関する改正としては、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられる配慮することを規定している。

この間、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行され、合理的配慮を行うことが義務化されている。

発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業

30百万円（10地域）【新規】

委託先：都道府県・市町村教育委員会、附属学校のある国立大学法人 等

（趣旨） 発達障害のある児童生徒は、例えば、感覚面、行動面、認知面、対人面等（複数有する場合を含む。）において支障をきたしたり、過度に反応するなどの症状（状況）がある。

他方、その症状は児童生徒一人ひとり異なることから、認識や理解が難しく、十分な支援が受けられずに学習活動や集団活動等で、学校生活に支障をきたす場合がある。

また、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針において、不当な差別の取扱いや合理的配慮の具体例を例示列挙しているところであるが、合理的配慮の好事例や相談事例について事例の蓄積と共有が十分ではない。

こうした状況に対応するため、学校において児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について研究事業を行う。

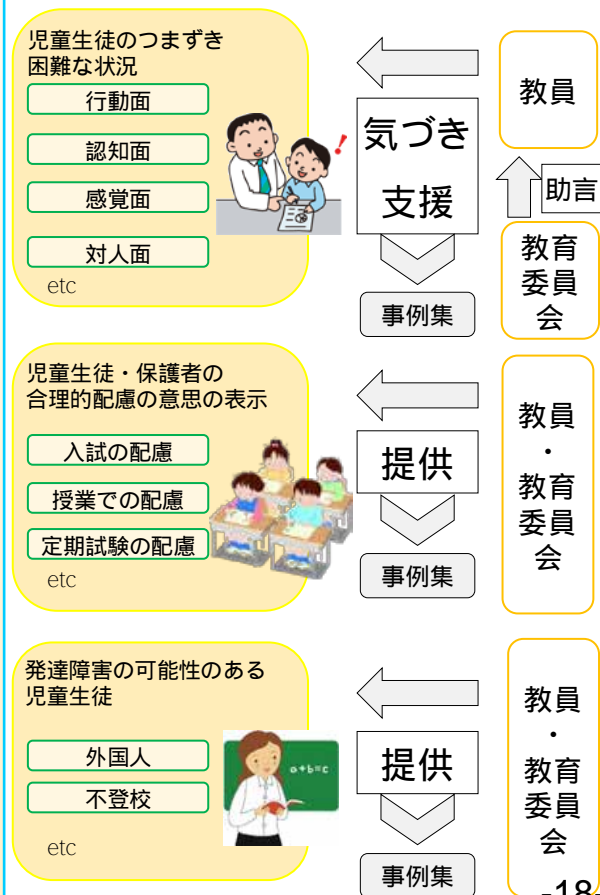
（事業内容）

児童生徒のつまずきや困難な状況を教員が気づくための理解啓発とその合理的配慮に関する研究
児童生徒本人と教員の双方が困難な状況に気づきにくい感覚面に対する気づきのための理解啓発等

児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究

入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状態等を踏まえた合理的配慮の研究
合理的配慮を提供した際の学習評価の実践（例えば授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用の許可）等

発達障害の可能性のある外国人の児童生徒や十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する研究 等



放課後等福祉連携支援事業 10百万円 (4地域)

委託先：都道府県・指定都市・市町村教育委員会

趣旨

小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、**学校と放課後等のサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法**について調査研究を行う。

事業内容

委託を受けた教育委員会は、「福祉連携校」を指定し、以下の取組を実施する。

1 福祉連携校と放課後等福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築

福祉連携校

放課後等福祉機関

【取組例】

- 年間を通じて両者との間で交わすべき情報の整理（年間計画、行事予定、対象となる児童生徒の下校時刻、引継ぎの項目等）
- 下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故の際の連絡調整体制の構築（保護者も含めた緊急連絡体制や対応マニュアル等の作成）
- 放課後等サービス計画等との連携や個人情報等に配慮した、個別の教育支援計画の様式、項目等の検討・作成

2 保護者の同意を得つつ、福祉機関との連携内容を発展させるための手法の研究

【取組例】

- 福祉連携校における支援内容（言葉かけの方法、パニック時の対応等）や、放課後等福祉機関における児童生徒の活動の状況、発達の状況や課題について、福祉連携校、放課後等福祉機関、保護者との共通理解を図るための手法
- 日々の連携内容に関する個別の教育支援計画における記録及び内容の精査
- 保護者も含めたケース会議の実施及びそれを踏まえた福祉連携校での支援内容や、放課後等サービス計画の支援目標の見直し

福祉連携校...小学校、中学校、中等教育学校、高等学校の中から、放課後福祉機関に通っている児童生徒が在籍する学校として、教育委員会が指定する学校。
放課後等福祉機関...放課後等サービス（児童福祉法第6条の2の2第4項）を行う指定放課後等サービス事業又は市町村が実施する放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項）において、障害のある児童生徒の受け入れを積極的に行っている実施先。

実施方法

1 教育福祉連携研究地域運営協議会の設置

教育委員会は福祉連携校の関係者、福祉部局関係者（ ）、有識者等から組織される協議会を設置し、長期計画の策定や、情報整理、計画見直し等を実施する。

2 放課後等福祉連携調整員の配置

福祉部局関係者は必須とする。

教育委員会は、下記の役割を担う調整員を配置する。

- 「福祉連携校」と「放課後等福祉機関」における日々の定期的な情報共有
- 保護者を含めた意見交換の場の設定
- 放課後等福祉機関の支援状況を把握
- 福祉連携校における教員に対する支援・アドバイス 等

「児童福祉法に基づく障害児通所支援を行っている専門施設の勤務経験を有する者」や、「発達障害のある児童生徒の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進に関する専門的な知識のある者」が望ましい。



学校における医療的ケア実施体制構築事業

平成30年度予算(案) 59百万円(平成29年度予算額 45百万円)

背景:医療技術の進歩等を背景として、例えば、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。そのため、学校において、医師と連携した校内支援体制を構築するとともに、学校において高度な医療的ケアに対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成するなど、医療的ケア実施体制の充実を図る。

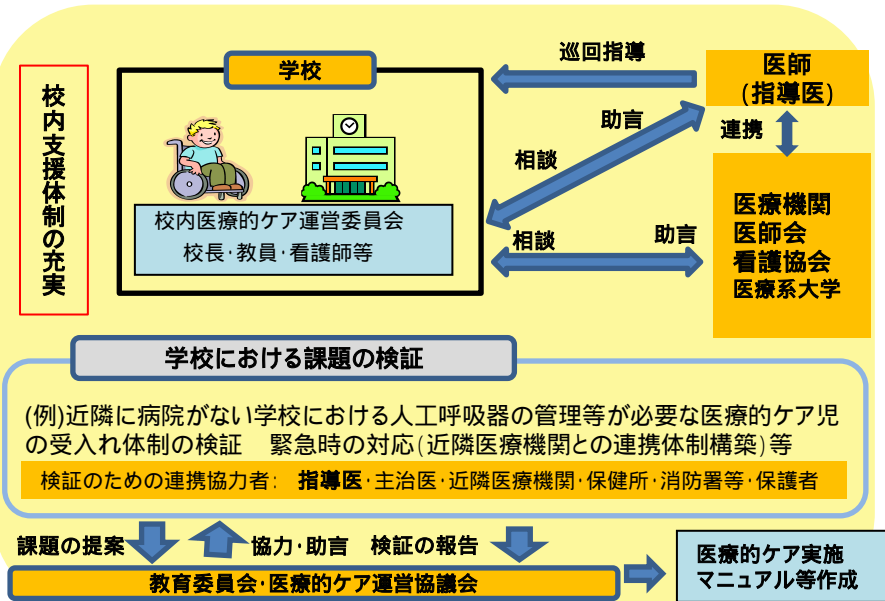
委託先:都道府県・指定都市教育委員会(都道府県教育委員会は域内の市(特別区を含む。))町村教育委員会に本事業の一部を再委託可能。)・市町村教育委員会 委託箇所:16地域

学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業

(対象校:医療的ケア児が在籍する公立特別支援学校及び小・中学校等)

本事業において次の内容に関し事業を実施する。

- ・医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱し、指導医による「学校巡回指導」、「校内医療的ケア運営委員会での助言」、「学校からの医療的ケアに関する相談に対する助言」等を通じ、校内支援体制の充実を図る。
- ・また、人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。
- ・さらに、各学校のもつ諸条件等の検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケア等に対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成し、教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。



児童福祉法第56条の6項第2号の施行(平成28年6月3日)に伴う医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について(平成28年6月3日付け 厚生労働省関係局長、文部科学省初等中等教育局長通知)より抜粋
【6教育関係抜粋】

今後は、これらの基本的な考え方の下、今回の法改正の趣旨も踏まえ、医療的ケア児やその保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との連携に加え、関係部局や関係機関とも連携しながら、その教育的ニーズにより一層適切に応えられるよう、以下のとおりご配慮をお願いします。

- (1) (中略)市町村の教育委員会が、保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、医療的ケア児を含む障害のある児童生徒等に対する、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であり、都道府県の教育委員会においては、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施したりする等、市町村の教育委員会における教育相談支援体制に対する支援をお願いします。
- (2) 学校において医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師等の配置又は活用を計画的に進めるとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただくをお願いします。(以下略)
- (3) 関係機関や関係部局と積極的に連携を行いながら、学校において医療的ケアを行う看護師等を確保するとともに、看護師等が学校において医療的ケア児に必要な対応を行う上で必要な研修の機会を充実するようお願いします。
- (4) (略)

特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

(平成29年度予算額) : 46,925千円)

平成30年度予算額(案) : 49,993千円

【目的】

特別支援学校教諭等免許状の取得のため、講演会などの取り組みを平成32年度までに集中的に実施することにより、特別支援学校教員の専門性の向上を図る。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)

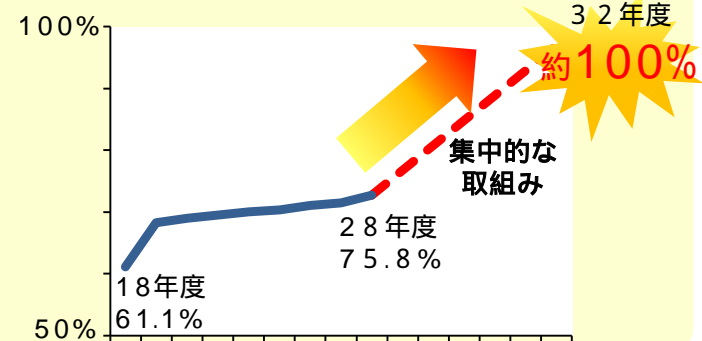
(平成27年12月中央教育審議会)

特別支援学校の教員は(中略)これまで以上に**特別支援学校教員としての専門性が求められている**。

このため、免許法附則第16項の廃止も見据え、**平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校教員が免許状を保有することを目指し、**国が必要な支援を行うことが適当である。

小中学校の特別支援学級担任の保有率も**現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される**。

特別支援学校教員の免許状保有率



【教職員等の資質向上の内容】

・特別支援学校教諭等免許状の取得

140万程度 × 18団体(対面講習)

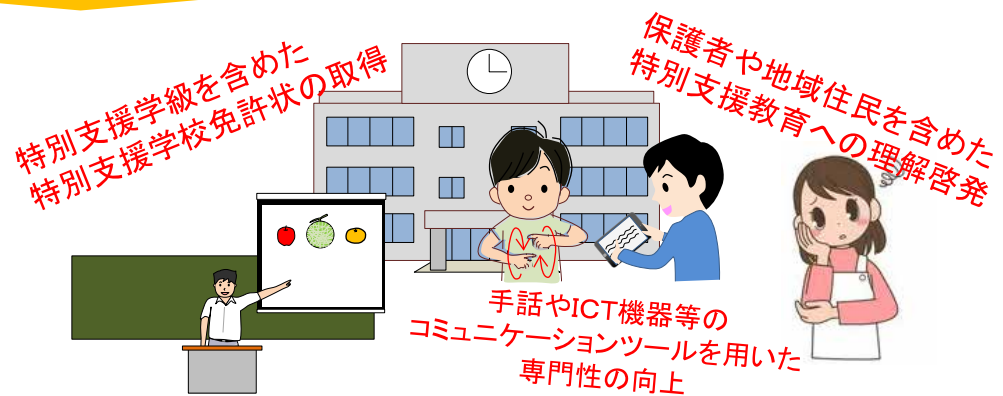
400万程度 × 1団体(通信講習)

・特別支援教育の専門性向上

150万程度 × 8団体

・特別支援教育への理解啓発

200万程度 × 4団体



【平成30年度の取り組み】

- ・答申に求められる特別支援学校教諭等免許状の取得のため、これまで主に特別支援学校の教職員を対象としていた事業を**特別支援学級の教職員においても受講できるようにする**ため、実施件数を拡大する。
- ・答申に求められる専門性の向上について、これまで主に自立教科を中心としていた教職員研修を、**手話やICT機器の活用など、特別支援教育を必要とする児童生徒のコミュニケーションに関する専門性についても対象とする**。
- ・新規採用の教職員や新たに特別支援教育に携わる教職員を中心とし、保護者や地域住民等も含めた**特別支援教育関係者**に対して特別支援教育の理解啓発を図る。

1 趣旨

- (1) 近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学者が増加している。また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきている。
- 次期学習指導要領等においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての方向性が示されていることから、次期特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行う。
- (2) 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）において、知的障害に対する通級による指導の効果的な指導内容について、地方公共団体の参加を得て実践研究を行う方針が示されたことを踏まえ、当該方針に対応するためのモデル事業を実施する。

2 内容

「(1) 次期学習指導要領に向けた実践研究」及び「(2) 知的障害に対する通級による指導についての実践研究」は、いずれも児童生徒を対象とした授業を実践的に行う。また、児童生徒に対し授業や準備を行うにあたり、外部人材等を活用するなど、次期学習指導要領を意識した、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実の検討を行う。

(1) 次期学習指導要領に向けた実践研究

平成29年は、幼稚園、小・中学部の学習指導要領を公布したところであるが、平成30年には、高等部の学習指導要領等の公布を予定している。平成34年度から実施される高等部においても、幼稚園、小・中学部と同様に特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実を円滑に行っていく必要があることから、平成30年度は特別支援学校（高等部）を中心とした先導的な実践研究を行う。

(2) 知的障害に対する通級による指導についての実践研究

平成29年度は、採択件数が1件であり、当該方針を検討するうえで不十分であることから、引き続き、平成30年度においても当該方針に対応するためのモデル事業の拡充を実施する。



次期学習指導要領に準じた
教育課程や指導方法等



どのように実施するかを検討
(例えば外部有識者・民間企業等を活用)



実際の授業で実践・評価
(例えば外部有識者・民間企業等を活用)



実践事例を全国へ展開

特別支援教育に関する教育課程の編成等についての 実践研究（次期学習指導要領に向けた実践研究）

（平成29年度予算額：30,000千円の内数）
平成30年度予算額（案）：45,208千円の内数

【目的】

平成32年度から順次実施される新しい特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施のため、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成や、一人一人の障害の状態等に応じた指導方法の改善・充実について、先導的な実践研究を行う。平成30年度の実施においては、今後作成される新しい特別支援学校（高等部）学習指導要領等を用いた実践研究を中心に行う。

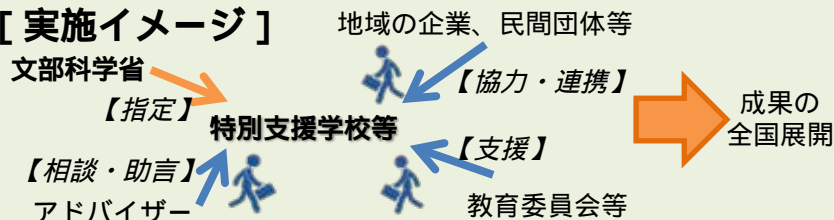
【研究課題】

中央教育審議会での答申や特別支援学校学習指導要領等を踏まえたテーマを設定し実践研究を実施する。

（テーマ例）

- 特別支援学校における地域等と連携した「開かれた教育課程の在り方」についての研究
 - 「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた学習指導の改善
 - 「個別の指導計画」に基づくPDCAサイクルの円滑な実施と評価方法の改善
 - 「知的障害のある児童生徒のための各教科」の指導と評価の在り方（評価規準の作成、評価方法の開発）
 - 主体的に学ぶ意欲を伸長する「自立活動」の指導の改善、多様な評価方法の活用
 - 「重複障害者等のための教育課程」の適用の在り方
 - 障害の状態等に応じた「ICT等を効果的に活用」した学習指導の改善
 - 小学部・中学部段階からの連続した「キャリア教育」の在り方
 - 手話等を活用した「意思の相互伝達」の在り方
- 学校図書館を計画的に利用し、その機能の拡充・活用を図ることによる「自主的、主体的な読書活動」の充実 など

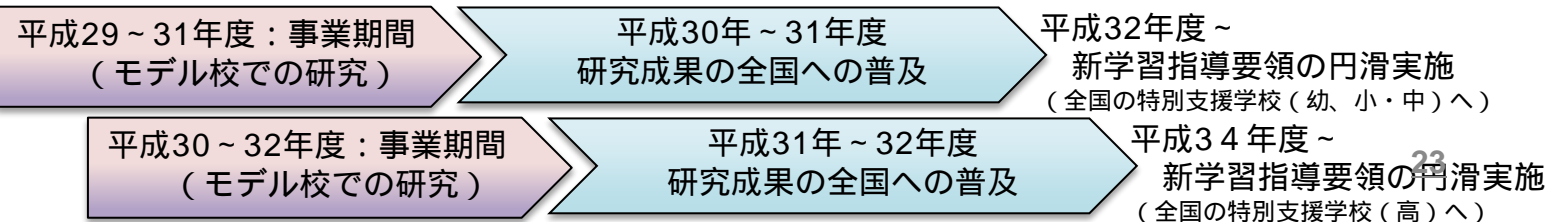
【実施イメージ】



【実施地域・実施規模】

- ・新学習指導要領の完全実施までの間に、上記のテーマ案を参考とし、各部や障害種別を踏まえた複数のモデル校を指定し、実践研究を行い、その成果を全国の特別支援学校に普及する。
- ・170万円×24校（うち12校は平成29年度より継続校）

【実施スケジュール】



学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

平成30年度予算(案):86百万円(前年度予算額85百万円)

背景

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等から共生社会の実現のために障害者理解の推進が求められているところであり、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習の推進が必要である。

また、新学習指導要領の総則において、家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携が示されている。

さらに、ユニバーサルデザイン2020行動計画においては、学校教育における取組として、交流及び共同学習の更なる推進のための取組を行い、障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開を図ることとなっている。

新小学校学習指導要領(抜粋)

家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

【新小学校学習指導要領解説総則編】

児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもありと考えられる。

教育委員会が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

(事業内容)

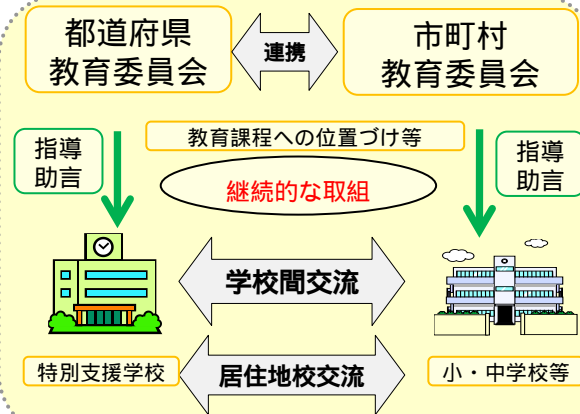
教育委員会が主体となり、交流及び共同学習が域内の全ての学校において、単発的でなく、継続的な取組となることを目標に以下の事業を実施する。

交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置づけ等、組織的かつ計画的な取組の在り方の研究

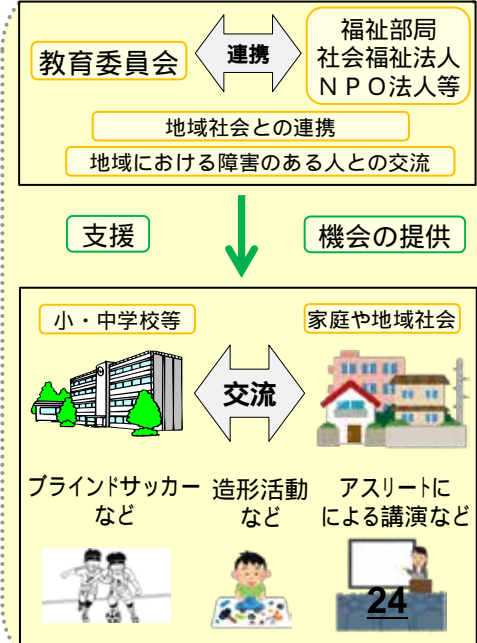
学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究

障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を越えた交流の在り方に関する研究 など

事業のイメージ例



事業のイメージ例



委託先:都道府県・市町村教育委員会・国立大学法人等(26件)

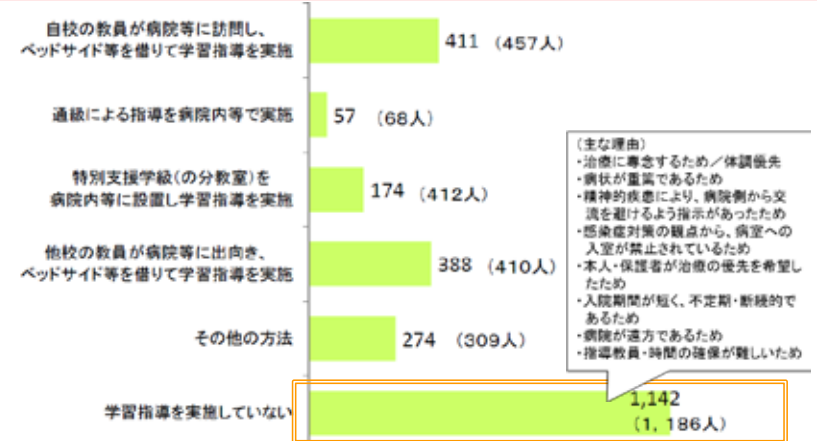
入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

平成30年度予算額(案) 50百万円(平成29年度予算額 69百万円)

平成26年5月の児童福祉法の一部改正に伴う参議院附帯決議等を受け、病院等に入院又は通院して治療を受けている児童生徒に対し、平等な教育機会を確保するため、関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

【改正児童福祉法に係る参議院附帯決議(平成26年5月20日)】
児童福祉法の基本理念である児童の健全育成を着実に実施するため、長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保等に係る措置を早急かつ確実に講じる。

病気やけがにより長期入院した児童生徒に対する学習指導(小・中学校の場合)

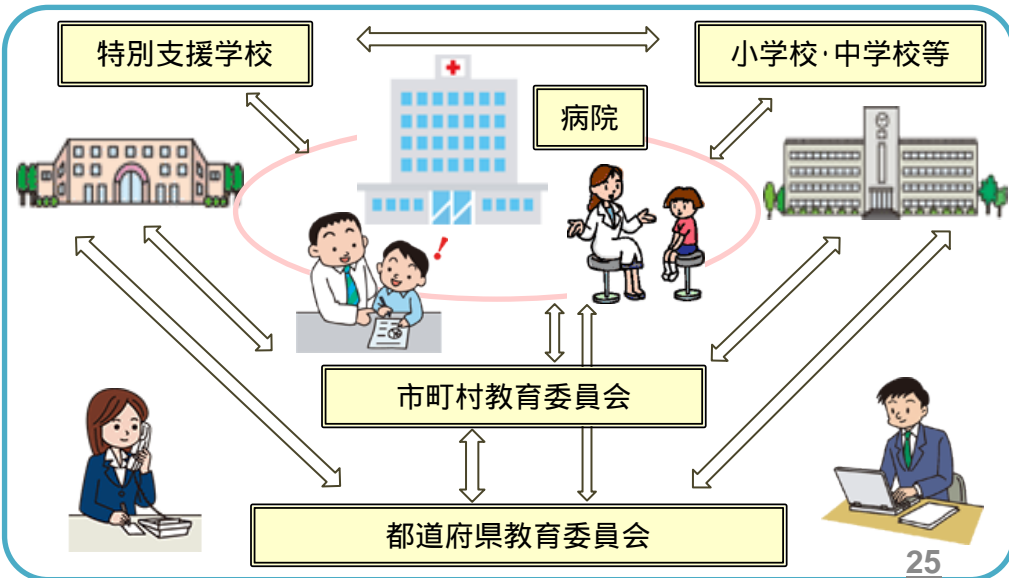


長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査より/文部科学省調べ(平成25年度実績)

入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

長期にわたり又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

- <事業内容> 8地域(都道府県・政令指定都市等)
- 関係機関の連携を図るための学校・病院連携支援員(コーディネーター)の配置
 - 中核的な病院のある自治体と周辺自治体の連携体制の整備
 - 入院中及び退院時の児童生徒への補充学習を行う人材(教員等)の配置
 - 入院児童生徒へのタブレット等ICT機器の配布等を行い、有効な連携方法について研究
 - 等



学習上の支援機器等教材活用促進事業

平成30年度予算額(案) 19百万円 (平成29年度予算額176百万円)

背景

障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るためには、障害の状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことが必要である。

また、各学校における必要な教材の整備、新たな教材の開発、既存の教材を含めた教材の情報収集に加え、教員がこれらの教材を活用して適切な指導を行うための体制整備の充実が求められている。

これらの状況を踏まえ、ICTを含めた支援機器等教材の選定・活用に必要な指標及び学習評価方法について調査研究を行う。

学習上の支援機器等教材活用評価研究事業

(19百万円)

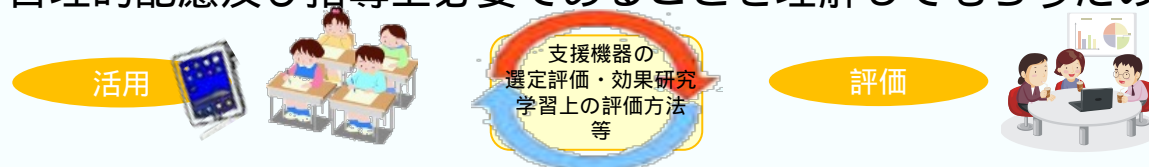
教員が障害の状態や特性を理解した上で、適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器等の活用に伴う学習評価の研究を行う。また、通常の学級において、支援機器等教材を必要としない幼児児童生徒及び保護者に対し、教材や支援機器等教材の充実及び活用が、障害のある幼児児童生徒の合理的配慮及び指導上必要であることを理解してもらうための効果的取組について研究を行う。

(事業内容)

障害のある幼児児童生徒が学習活動を行う場合に生じる困難さを把握し、適切な指導方法の工夫として教材を選定・活用するために必要な指標の研究

支援機器等教材の活用に伴う学習評価方法の研究(支援機器等教材の教育効果を含む。)

障害のない幼児児童生徒や保護者に対し、支援機器等教材の活用が障害のある幼児児童生徒の合理的配慮及び指導上必要であることを理解してもらうための取組の研究



【教育委員会・国公立大学・短期大学 等 8箇所】

支援機器等教材を活用した特別支援教育の充実

特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成30年度予算額（案） 11,567百万円（平成29年度予算額 12,209百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

特別支援教育就学奨励費 負担金 6,061百万円（6,061百万円）

- ・ 公私立等の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助

特別支援教育就学奨励費 補助金 4,957百万円（5,553百万円）

- ・ 公私立等の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）幼児児童生徒の保護者等に対する補助
- ・ 公私立等の小・中学校等の特別支援学級の児童生徒及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助

特別支援教育就学奨励費 交付金 549百万円（595百万円）

- ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校等の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
- ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校等の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(NISE)

教職員の専門性向上等に向けた幼児期から高等学校段階まで一貫した地域支援事業(チーム・特別支援)

平成30年度予算額(案) 36,430千円(新規)

【事業の概要】

市町村それぞれ地域全体における特別支援教育の充実のためには、全ての教員が必要な特別支援教育に関する知識・技能を身に付ける必要がある。特に、発達障害のある幼児児童生徒への対応に苦慮する教育委員会、教職員が多く、こういった分野に関する取組が求められている。

また、平成29年4月1日に施行された改正教育公務員特例法では、教員の資質向上を図るため、任命権者に校長及び教員としての資質に関する指標や教員研修計画の策定が義務付けられたところであり、その中には特別支援教育の視点が不可欠である。

このため、国立特別支援教育総合研究所では、新学習指導要領の本格実施を一つの目標として、市町村教育委員会、市町村立学校等と連携し、集中的な取組として「チーム・特別支援」を実施する。

【取組内容】 **地域全体における特別支援教育の体制充実を3年で全国の市町村へ普及し、機能させることを目指す**

チーム・特別支援

取組目標

①新学習指導要領の本格実施に向けた特別支援教育推進

②幼・小・中・高等学校教員の特別支援教育に関する専門性向上

③大学、他省庁、関係機関等と連携によるインクル推進

具体的取組内容

- A 新学習指導要領の本格実施に向けた特別支援教育に係る新しい研究体制の整備
- B 特別支援教育の理解促進に資する障害者スポーツの教育実践の普及
- C ICT支援教材等の活用及び教育現場への普及・定着促進
- D インターネットによる講義配信の充実(幼小中高等学校に対する特別支援教育の推進)
- E 発達障害教育実践セミナー及び発達障害理解啓発事業の実施

学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業

平成30年度予定額
106百万円【新規】

趣 旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務。

このため、学校卒業後の障害者について、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する実証的な研究開発を行い、成果を全国に普及する。

事業内容

(1) 障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究

73百万円

学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、

- (ア) 学校から社会への移行期
- (イ) 生涯の各ライフステージ

における効果的な学習に係る具体的な学習プログラム⁽¹⁾や実施体制⁽²⁾、地域の生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体等との連携の在り方に関する研究を実施(14箇所)

1: 学習プログラムの例

学校卒業直後の者に対する、主体的に判断し行動する力などの社会で自立して生きるための基盤となる力を育むプログラム
生涯の各ライフステージにおいて必要となる、社会生活を自立して送る上で必要となる知識やスキルの習得のためのプログラム



2: 実施体制の例

障害者青年学級等の取組を行う公民館等の施設
オープンカレッジや公開講座等を行う大学
同窓会組織等が卒業生対象の取組を行う特別支援学校
学習支援に取り組む企業、社会福祉法人、NPO法人、実行委員会・コンソーシアム等



上記においては、特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーター・指導者の配置やボランティアの活用方策に関する研究も実施



(2) 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究

10百万円

【実施主体】
民間団体
(企業、NPO法人等)



【内容】
共生社会の実現に関する効果的な対応策を立案するため、障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因や促進要因を把握・分析。

成果や課題を共有

(3) 人材育成のための研修会・フォーラムの開催等

24百万円

・実践研究に係る支援者向け研修会
・障害者参加型フォーラム
・事業の審査・評価、委託先等への助言、障害者の学習機会の整備方策等を検討する有識者会議を実施 等

お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育推進センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育情報センター
メールマガジン

<http://icedd.nise.go.jp>

<http://www.nise.go.jp/magazine/>

是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN